保存版

電気安全のしおり

新潟電気安全サービス

新潟県電気工事工業組合

電気を正しく安全に使いましょう。

毎日の暮らしに欠かせない便利なエネルギー、電気。しかし、簡単に使えるから…、スイッチを入れるだけで便利だから…といって、まちがった使い方をしたり、故障した電化製品をお使いになりますと、感電したり漏電から火災をおこすなどの事故につながってしまいます。このパンフレットは、皆さまに電気を正しく安全にご利用いただくためのものです。ステキな暮らしにお役立てください。

漏電とは

電気は絶縁された電線の中を通っていますが、絶縁が傷んでいますと電気が漏れて電化製品の表面や建物に流れてしまいます。
これを「漏電」といいます。漏電は、感電や火災の原因にもなるので十分注意してください。

感電とは

漏電している電化製品や絶縁されていない部分に触れてしまうと、電気はその人の体を通り大地に流れていきます。これを「感電」といいます。強い電流が流れた場合は人命にかかわることもありますので十分注意してください。

長時間、プラグを差し込んだままにせず、ときどき乾燥した布などで**ホコリ**や**湿気**をふき取りましょう。

濡れた手でコンセントやプラグをさわらないようにしましょう。また、コードを**引っ張って**プラグを抜かないようにしましょう。

プラグはコンセントに、**まっすぐ**差し込みましょう。**差し込み不足**は接触不良等による加熱の原因になります。

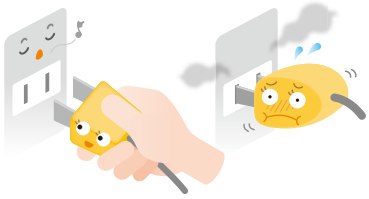

壁や柱等への**コードの打ちつけ**は断線や加熱の原因となり危険です。

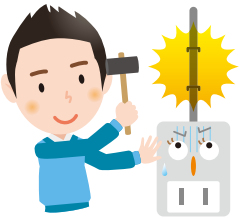

コンセントやスイッチ、屋内配線が**傷んだまま**お使いになるのは、漏電や感電の原因となり危険です。

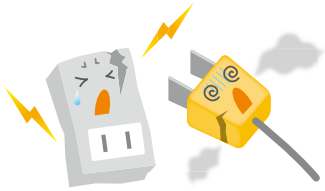

コードとコードを**じかにつなぐ**とショートしたり、感電するおそれがあり危険です。必ずコードコネクターを使いましょう。

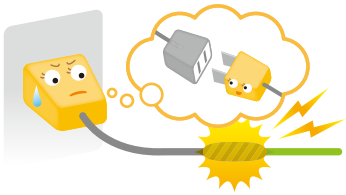

家具などがコードを**踏んでいる**と断線や絶縁不良、あるいはショートの原因となり危険です。

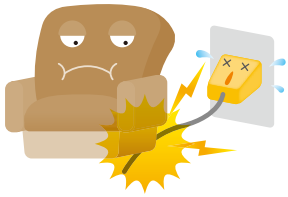

普通のコードは**熱や火**などによってビニールの絶縁被膜が傷んでショートや加熱の原因となり危険です。

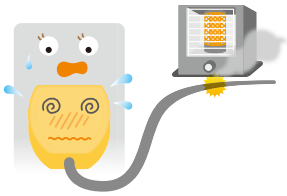

テーブルタップやコンセントに過大な電気が流れ、加熱して危険ですので、**タコ足配線**はやめましょう。

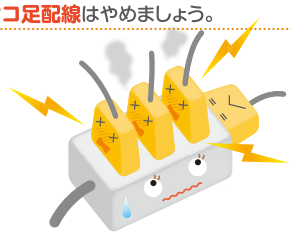

コードを**束ねたり**、**折り曲げたまま**で使用すると、熱くなって火災の原因となることがあり危険です。

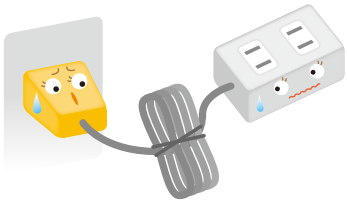

洗濯機や屋外のエアコン室外機など**水気**や**湿気**の多い所で使う器具には、漏電遮断機とアースを取りつけましょう。

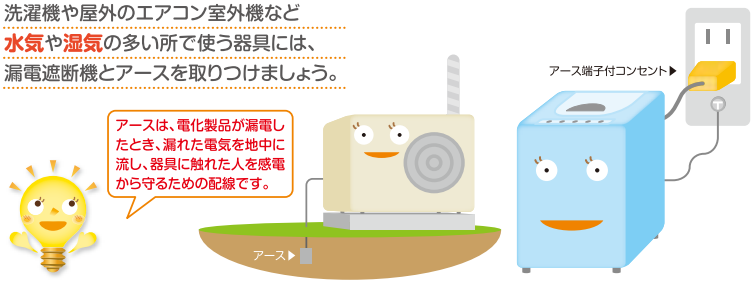

停電、地震…! あわてず安全確認を

次の手順で操作してください。

停電!
電気が消えた!!

まず、近所をご確認ください。

近所も**停電している** → **配電線に事故が発生しています。**
東北電力が復旧に努めていますのでしばらくお待ちください。

近所は**停電していない** →

分電盤をご確認ください。

Ⓐは東北電力設備
ⒷⒸはお客さま設備
となります。

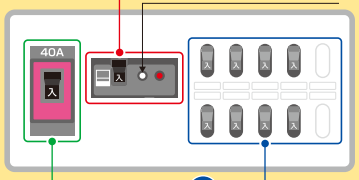

- **Ⓐ Ⓑ Ⓒのスイッチが切れていない** → お客様がご契約されている**東北電力**または**小売電気事業者**へご連絡ください。
- **Ⓐが切れている** → 操作 **Ⓐを「入」にする** → **電気がついた!**
- **Ⓒが切れている** → 操作 **Ⓒを「入」にする** → **電気がついた!**

(下記を参照)

Ⓑが切れている
※雷などのショックで切れる場合があります。

操作❶ **Ⓒをすべて「切」にする**

操作❷ **Ⓑを一度完全に下げ、「切」にしてから「入」にする。**
(スイッチが途中で止まっていることがあります)
※Ⓓがある場合は、Ⓓを押してからつまみを上げる。

操作❸ **Ⓒを一つずつ「入」にする。**
①「入」にする途中、Ⓑが切れたら、そのスイッチは「切」にします。
(そのⒸのスイッチの回路が漏電している恐れがあるため、そのスイッチを「入」にしたままだと、再度全体が停電してしまいます)
②再度 操作❷ を行った上で、①で「切」にしたスイッチ以外のスイッチを「入」にします。
(これで漏電の恐れのある部分以外は、電気が使えるようになります)
※なお、①で「切」にしたスイッチの回路は漏電している恐れがあるので、電気工事店・でんき設備保守センターにご相談ください。

→ **電気がついた!**

スマートメーターで契約アンペアを設定されているお客さまへ
(平成29年10月以降に新規・変更)

ご契約のアンペア量を超えた電気を一定時間使用された等により停電となった場合は、スマートメーターで電気が遮断され、10秒程度で自動復電されます。
ただし、その後も30分間に9回連続して停電・復電を繰り返した場合は、自動復電されずに停電状態になります。
その際は、お客さまがご契約されている小売電気事業者へご連絡をお願いします。

二次災害を防ぐために 地震など災害のときには

■ 避難前にブレーカーをOFF!

アイロンや電気コンロ、ヘアドライヤーなど、熱器具のスイッチを切らずに避難されますと、電気が復旧したとき、火災などの二次災害をおこす原因になります。また、電化製品や屋内配線が破損してますとショートをおこしたり、漏電や感電の危険があります。
避難される場合、たとえ停電になっていても"電気の元栓"分電盤のアンペアブレーカーまたは、漏電遮断器を「切」にしてから避難してください。

■ 電気のスイッチを入れる前に

家に戻って電気スイッチを入れるときは、

- **電化製品や配線に異常はないか**
- **ガス漏れはしてないか**

を確認してからブレーカーやスイッチを「入」にしてください。ガスが漏れていた場合、スイッチの火花でガス爆発のおそれもあります。

お客さまと東北電力の設備の境目をご存知ですか？

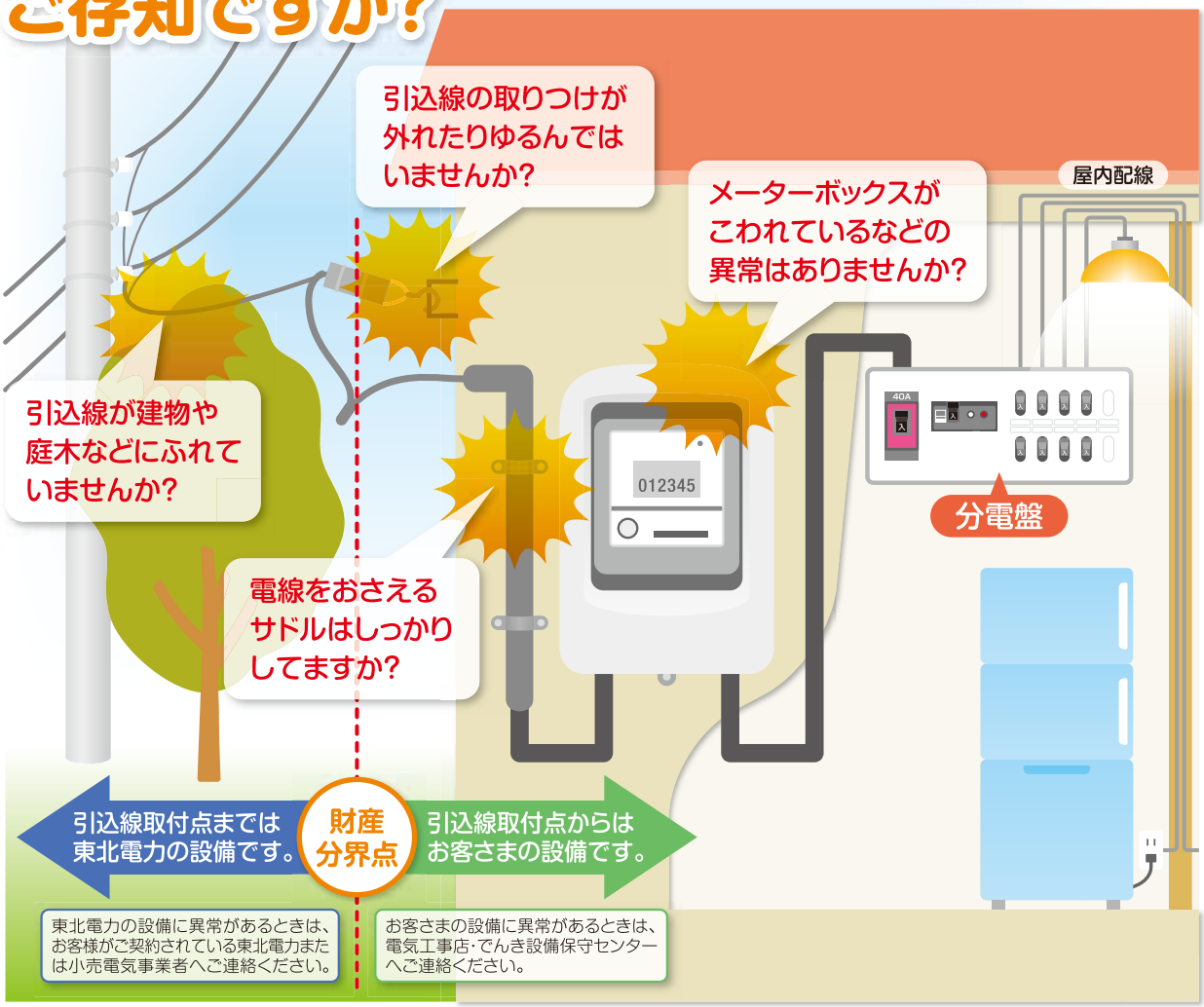

※メーター及びメーターボックス、アンペアブレーカーは東北電力の設備です。

分電盤のしくみ

屋内の各所に電気を分岐させているのが分電盤です。一般的には左から屋内に入る電気全体の契約容量によるアンペアブレーカー、漏電事故を防ぐ漏電遮断器、各分岐回路ごとの回路ブレーカーという構成になっています。

アンペアブレーカー

家庭内の分電盤に設けられているスイッチで、その家庭が契約している契約容量以上の電流が流れたとき、自動的に電気の供給をストップさせる装置です。（東北電力の設備です。）

回路ブレーカー

容量以上の電気が使われたときや機器・コードなどの故障でショートしたときに、自動的にスイッチを切って屋内配線をまもる装置です。

屋外の作業やお子さまの遊びにもご注意!

テレビのアンテナを立てたり、
庭木の剪定は電線・引込線に
ご注意ください!

魚釣りのシーズンは、
電線に釣り竿がふれないように
ご注意ください!

タコあげや
ラジコン飛行機などで遊ぶ時は
電線にご注意ください!

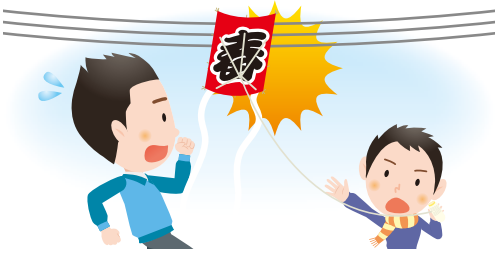

切れた電線には
絶対に近づかないように
ご注意ください!

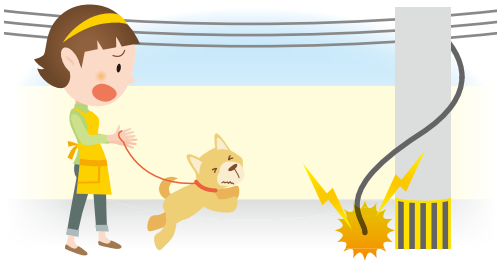

お願い!

万一、タコや鯉のぼりなどが電線や電柱に引っかかった場合は、危険ですから電柱に登ったり、竿などで外そうとしないで、お客様がご契約されている**東北電力**または**小売電気事業者**へご連絡ください。

漏電遮断器

漏電による火事や感電事故を防ぐために

安全を保つため、漏電したときに作動するものです。万一電気配線や電化製品が漏電をおこしたとき、自動的に電気を止めて事故を防ぐ装置です。

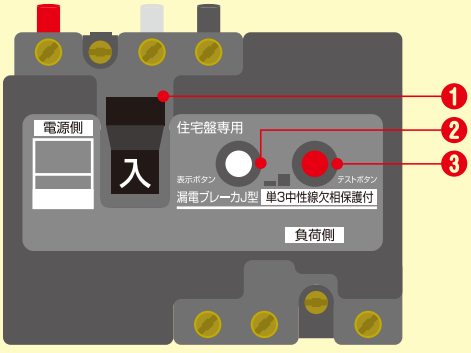

❶ツマミ

漏電遮断器が切れたときは、ご使用中の電化製品をコンセントから抜いて、ツマミを「入」にします。それでも切れるときは、配線の漏電が考えられます。電気工事店・でんき設備保守センターへご連絡ください。

❷漏電表示ボタン

漏電遮断器が動作して切れた場合に表示します。再び入れる場合はこの表示ボタンを押してからツマミを「入」にしてください。

❸テストボタン

遮断器が正しく動作するかどうか、月に1度、テストボタンを押し、スイッチが確実に切れるのを確認してください。ボタンを押しても切れないときは故障です。電気工事店・でんき設備保守センターにご相談ください。

単相3線式配線には、「中性線欠相保護付」漏電遮断器をご使用ください。

今すぐ対策を!

地震による電気火災対策を!

感震（かんしん）ブレーカーが効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が**電気関係の出火**でした。

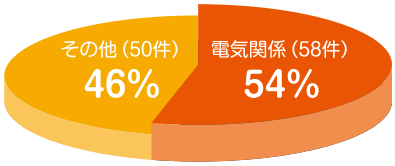

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災　火災等調査報告書」より作成

地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

電気火災の事例（その1）
地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。 ▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。 ▶ 紙類に着火、火災が発生。

電気火災の事例（その2）
家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。 ▶ 通電の瞬間、コードがショート。 ▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある。	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】
経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901　東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03) -3501-1742
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ
http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html

内閣府　消防庁　経済産業省

2015年11月版

経済産業省からの重要なお知らせ

「長期使用製品安全点検制度」について

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。経済産業省の**「長期使用製品安全点検制度」**では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。
対象製品を購入した際は、所有者登録を行って下さい。登録すると適切な時期にメーカーから点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

対象製品（特定保守製品）

- 石油給湯機
- 石油ふろがま
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機
- 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用/プロパンガス用）
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用/プロパンガス用）

※制度がスタートした平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された対象製品についても、点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。

FF式石油温風暖房機

屋内式ガスふろがま

対象製品を購入した際は所有者登録を行いましょう

特定保守製品購入から点検までの流れ

1

対象製品を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。

2

所有者は、対象製品に同梱されている所有者票の「お客さま記入欄」に必要事項を記入します。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することができます。

3

所有者票を返送します。（メーカーに所有者登録）

4

点検時期が来るとメーカーから所有者に通知が届きます。

5

メーカーに点検を依頼します。

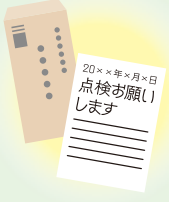

6

点検を受けます。

※点検は有料です

～ 本制度のお知らせは 経済産業省 ホームページでご覧いただけます ～

http://www.meti.go.jp/product_safety/ もしくは 製品安全ガイド 検索

関東経済産業局　産業部消費経済課製品安全室　TEL.048-600-0409（直通）

新潟電気安全サービスからのお知らせ

私たち新潟電気安全サービスは、ご家庭の電気を安全に安心してお使いいただくために、4年に1回、東北電力の委託を受けて、電気安全調査を行っています。
また、お客さまが電気をご使用になる上で、お困りのことやご質問にお答えしたり、電気の安全な使い方などの相談もお受けしております。
調査では、屋外の計量器付近または、屋内の分電盤において、漏電調査を行います。
調査は短時間で行えるものです。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

当電気安全サービスの調査員は

- 制服胸部に身分証明を表示しています。
- お客さまから料金をいただくことはありません。
- 電気器具などを販売しません。

■ ニセ調査員にご注意を!

ニセ調査員によるサギ行為なども発生しておりますので、ご不審の場合は、お手数ですが当電気安全サービスまたは東北電力株式会社までお問い合わせ願います。

【でんきのあれこれ電話帳】

配線修理や工事は ▶ **でんき設備保守センターへ**

[新潟県電気工事工業組合]

■新 潟 支 部／新潟市中央区上大川前通6番町1203番地	TEL.025-229-2087
■新発田支部／新発田市佐々木2184番地17	TEL.0254-27-7008
■新 津 支 部／新潟市秋葉区新津本町4丁目25番8号	TEL.0250-24-4321
■三 条 支 部／三条市荒町2丁目20番16号	TEL.0256-32-2714
■燕　支　部／燕市小関1497番地3	TEL.0256-62-2045
■長 岡 支 部／長岡市西神田町2番4号	TEL.0258-39-2727
■小千谷支部／小千谷市土川1丁目18番42号	TEL.0258-83-3958
■柏 崎 支 部／柏崎市日吉町8番11号	TEL.0257-24-2511
■上 越 支 部／上越市新町15番地	TEL.025-522-3404

電気の安全調査と相談は ▶ **電気安全サービスへ**

[新潟電気安全サービス]

■新 潟 本 部／新潟市中央区上大川前通6番町1203番地	TEL.025-229-1588
■新発田支所／新発田市佐々木2184番地17	TEL.0254-27-7020
■新 津 支 所／新潟市秋葉区新津本町4丁目25番8号	TEL.0250-24-6151
■県 央 支 所／三条市荒町2丁目20番16号	TEL.0256-31-3105
■長 岡 支 所／長岡市西神田町2番4号	TEL.0258-32-2720
■柏 崎 支 所／柏崎市日吉町8番11号	TEL.0257-24-3030
■上 越 支 所／上越市新町15番地	TEL.025-522-8310

お近くの電気工事店･電気店etc.
☎

お近くの電気工事店･電気店etc.
☎

電気のお申込み･お問合せは

お客さまが電気のご契約をされている小売電気事業者へご連絡をお願いします。

2020.4